

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

インドネシア編

2008年3月

JETRO

(2) 所管官庁

インドネシアにおける知的財産権の申請・登録に係る行政は法務人権省知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property, Department of Law and Human Rights, 住所: Jl. Daan Mogont Km 24, Tangerang) が所管している。知的財産総局は 514 名の職員より構成され、知的財産総局長の下に、特許局、商標局、著作権産業意匠集積回路配置営業秘密局、協力開発局、情報技術局が置かれている。知的財産総局の組織図と各局の構成員数 (2007 年 6 月時点) は図 1 のとおりである。

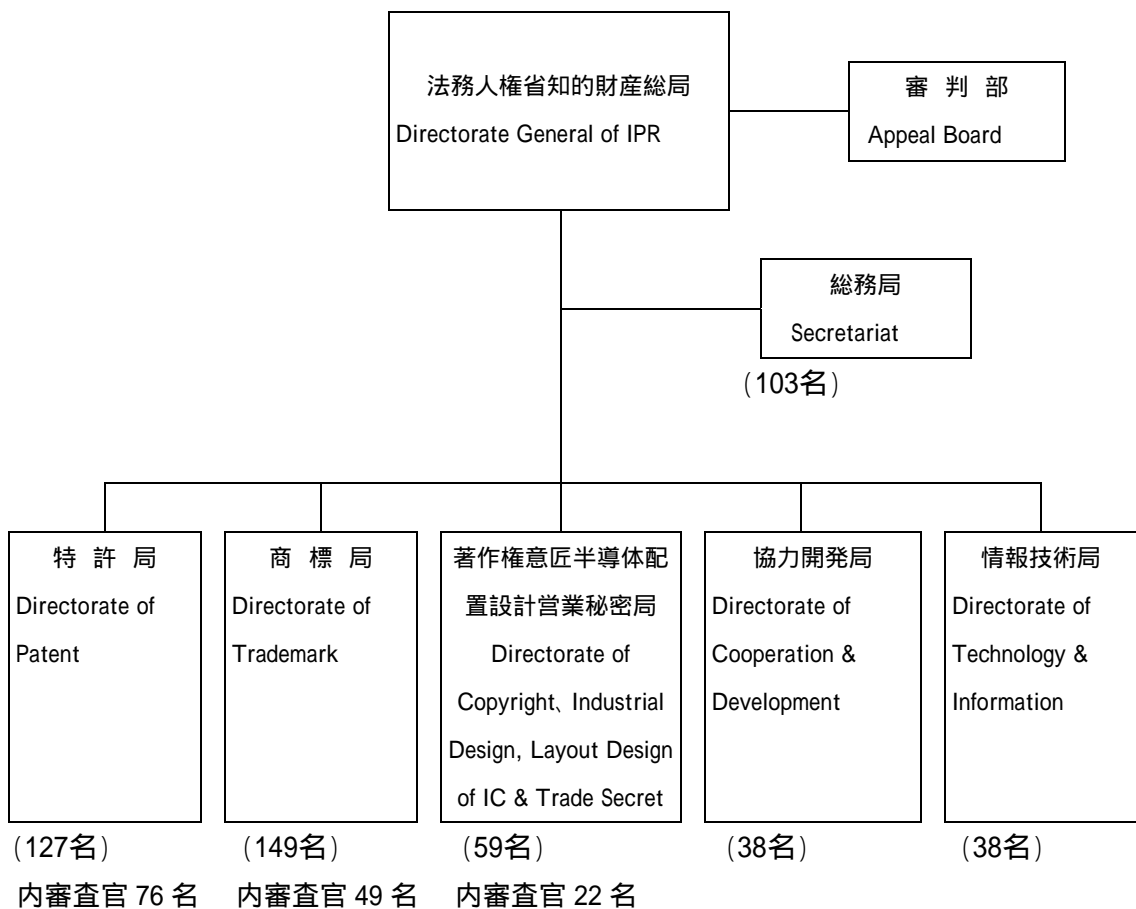


図 - 1 知的財産総局組織図

(3) 特許

(3 - 1) 特許法の概要

現在施行されている特許法は、2001 年特許に関する法律第 14 号であって、2001 年 8 月 1 日に改正・施行された。その概要は以下のとおりである。

- ・ 特許登録要件は、新規性、進歩性、産業上利用性。
- ・ 不特許事由は、公序良俗違反、人体又は動物の検査・治療等の方法、数学的理論、生物(微

生物を除く)、動植物製造のための生物学的方法(微生物学的方法を除く)。

- ・ 特許存続期間は出願から 20 年。
- ・ 先使用権が認められる。
- ・ 英文明細書によって出願日の確保が可能。
- ・ 出願公開(出願日又は優先日から18ヶ月後、6ヶ月間)によって第三者に異議申立の機会を与える。
- ・ 出願公開後すべての出願に対して実体審査が行われる。
- ・ 実体審査は、審査請求から 36 ヶ月以内に終了させる。
- ・ 出願の拒絶に対して審判請求ができる。無効審判制度はなく、無効を訴えるには商務裁判所に提訴する。
- ・ 特許付与から 36 ヶ月以内に実施されない発明は、第三者が強制実施権を申請できる。
- ・ 他人の特許を侵害した者には、最高懲役 4 年、罰金 5 億ルピアが科せられる。
- ・ 侵害は親告罪。
- ・ 実用新案に相当する簡易特許がある。

特許との違い:

保護対象:形状、形態、構造又はそれらの組み合わせによって実用的価値を有する物品の発明であって、新規なもの

存続期間:出願から 10 年。

公開時期:出願から 3 ヶ月後、3 ヶ月間。

実体審査期間:出願から 24 ヶ月以内。

(3 - 2) 出願に必要な書類

特許出願に当たっては、以下の書類を特許局窓口に提出しなければならない。いずれの書類もインドネシア語を使用すること。

1) 願書

記載事項

(a) 出願年月日

(b) 出願人の氏名、住所

(c) 発明者の氏名、国籍

(d) 代理人の氏名、住所(在外者は代理人を通して出願しなければならない。)

(e) 発明の名称

(f) 優先権情報(優先権主張を伴う場合)

2) 特許請求の範囲

3) 明細書

4) 図面(もしあれば)

5) 要約

- 6) 委任状(代理人を通して出願する場合)(包括委任状は認められない)
- 7) 譲渡書(出願人と発明者が異なる場合)
- 8) 宣言書(出願人と発明者が同じ場合)
- 9) 優先権証明書(優先権主張を伴う場合)(全文英訳の提出は原則不要)

インドネシアで PCT 出願の国内段階に移行する場合は、上記書類のほか、国際公開公報等、国際出願であることを示す書類を添付する。(但し優先権証明書は不要。)

(3 - 3) 出願から登録までの手続き

特許出願から登録までの流れを図 - 2 に示す。

特許出願はまず方式審査を経た後、出願日から起算して 18 ヶ月後に公開される。この公開情報に基づいて、第三者は異議を申立ることができる。現行特許法は、異議申立期間を特に定めていない。審査係属中である限り、いつでも異議申立を受け付けるものと解される。異議申立及び答弁の内容は実体審査の補足資料として使われるとされているだけで、異議決定に関する規定がないので、インドネシアにおける異議申立は日本における情報提供に相当すると考えられる。

出願人が出願日から 36 ヶ月以内に審査請求しない場合には、出願は取り下げられたものと見なされる。審査請求された出願は実体審査にかけられるが、この実体審査ほとんどの場合外国での審査結果に追随する形で行われている。他国で対応する出願が登録された場合には早めにその情報を審査官に提供することが審査促進につながる。

出願が拒絶された場合、拒絶査定不服審判を請求することができるが、登録された出願の無効審判を請求する制度はない。無効を訴えるためには、商務裁判所に提訴しなければならない。

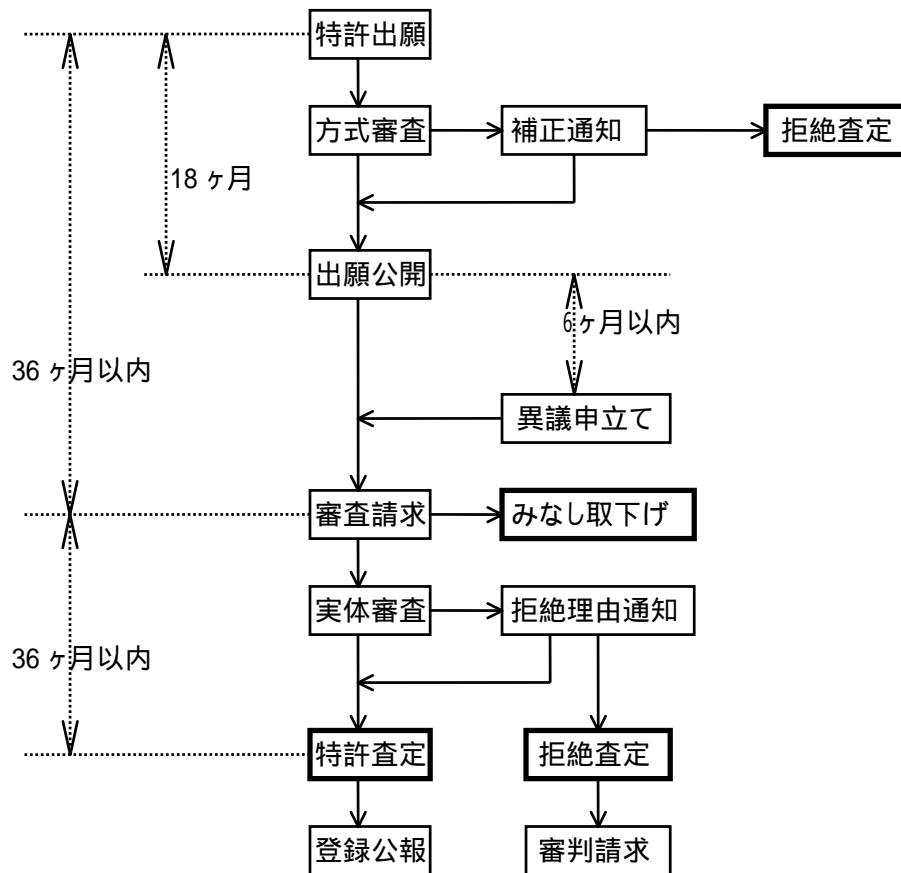


図 - 2 特許出願から登録まで

(3 - 4) 出願・登録状況

表 - 1 に示すように、2000 年以降年間ほぼ 4000 件を超える出願が受け付けられており、2005 年以降再度出願件数は上昇している。1998 年に出願件数が落ち込んでいるのは特許協力条約(以下、PCT)に基づく出願の受付が開始されたためと考えられる。

表 - 2 に示すように、国別出願件数では最も多いのがアメリカからの出願で全体の 28% を占めている。日本からの出願はそれに次いで多く、全体の 18% である。

表 - 3 に見られるように、出願受付開始から 2007 年 4 月までに審査請求された出願の総数は 40,478 であるのに対して、この内最終処分に至った出願の総数は 21,427 であるから、43% が未処分であることになる。年間最終処分件数は 2002 年以降改善したかに見えたが、ここ 2、3 年は低下している。現行法で審査期間を審査請求日から 36 ヶ月以内に終了させるとの規定が設けられているが、実態としては、常にこの規定が守られているとは限らない。

表 - 1 特許出願状況

年	特許		簡易特許		合計
	内国	外国	内国	外国	
1991	34	1280	19	3	1336
1992	67	3905	12	43	4027
1993	38	2031	28	43	2140
1994	29	2305	33	60	2427
1995	61	2813	61	71	3006
1996	40	3957	59	76	4132
1997	79	3939	80	80	4178
1998	93	1753 (145)	109	32	1987
1999	152	2784 (1733)	168	19	3123
2000	157 (1)	3733 (2750)	213	38	4141
2001	212 (4)	3714 (2901)	197	24	4147
2002	234 (6)	3609 (2976)	157	48	4048
2003	201 (0)	3099 (2620)	163	29	3492
2004	227 (1)	3441 (2989)	177	32	3877
2005	235 (1)	4069 (3536)	163	32	4499
2006	288 (6)	4324 (3805)	242	26	4880
2007.4 月まで	69 (0)	1501 (1364)	82	8	1660
合計	2216 (19)	52257 (24819)	1963	664	57100

(括弧内は PCT 出願の内数) (データ出所: 知的財産総局)

表 2 国別特許出願件数

国名	出願件数	シェア
アメリカ	16113	28.2%
日本	10352	18.1%
ドイツ	5183	9.1%
インドネシア	4219	7.4%
オランダ	3136	5.5%
イギリス	2532	4.4%
スイス	2489	4.4%
フランス	2078	3.6%
韓国	1619	2.8%
台湾	1246	2.2%
その他	8133	14.2%
合計	57100	100%

(データ出所：知的財産総局)

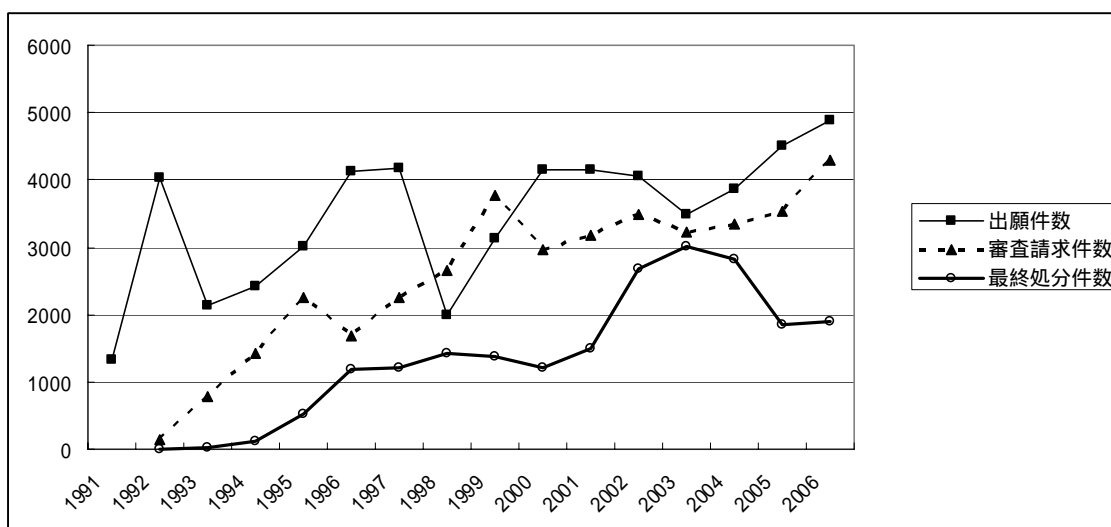


図 - 3 特許出願・審査請求・最終処分件数の推移

表 - 3 特許登録状況

出願年	審査請求			最終処分						
				登録			拒絶			合計
	特許	簡易特許	合計	特許	簡易特許	小計	特許	簡易特許	小計	
1992	86	55	141	0	0	0	0	2	2	2
1993	716	71	787	2	16	18	3	10	13	31
1994	1321	93	1414	59	33	92	6	13	19	111
1995	2132	132	2264	390	50	440	79	9	88	528
1996	1557	135	1692	902	58	960	187	28	215	1175
1997	2089	160	2249	976	45	1021	177	19	196	1217
1998	2522	141	2663	1217	163	1380	36	6	42	1422
1999	3582	187	3769	1274	27	1301	42	23	65	1366
2000	2712	251	2963	1053	21	1074	19	119	138	1212
2001	2968	221	3189	1334	64	1398	57	46	103	1501
2002	3280	205	3485	2492	65	2557	67	56	123	2680
2003	3045	189	3234	2844	67	2911	67	32	99	3010
2004	3141	208	3349	2643	99	2742	38	36	74	2816
2005	3346	195	3541	1658	73	1731	55	52	107	1838
2006	4028	268	4296	1761	73	1834	42	14	56	1890
2007.4まで	1375	67	1442	592	23	615	7	6	13	628
合計	37900	2578	40478	19197	877	20074	882	471	1353	21427

(データ出所：知的財産総局)

(3 - 5) 特許権の効力

特許権の効力は、一定期間発明を実施する権利を専有すること(第1条)であるが、次の場合には制限が加わる。

強制実施権が設定された場合。

政府による実施が決定された場合。

先使用者による実施は容認しなければならない。

教育・研究を目的とし、特許権者の利益を損なわない実施は容認しなければならない。

ここで、発明の実施とは、次に掲げる行為と解される。(第16条)

(a) 物の特許の場合:特許を付与された物を生産し、使用し、販売し、輸入し、貸渡し、譲渡し、又は販売、貸渡若しくは譲渡のために準備すること。

(b) 方法の特許の場合:物品の生産及び(a)に規定するその他の行為をするために、特許を付与された方法を使用すること。

(3 - 6) 特許審判

特許審判部は元審査官7名、大学教授等の局外者3名の計10名のメンバーで構成されている。2001年の特許審判部発足以来、2007年9月までの時点で19件の審判請求が受け付けられた。この内、9件が容認され、8件が拒絶、1件が取り下げ、1件が係属中である。

(3 - 7) 出願費用

特許出願に要する費用は以下のとおりである。

表 - 4 特許料金表

項目	金額(ルピア)
1. 出願	特許 575,000
	簡易特許 125,000
2. 審査請求	特許 2,000,000
	簡易特許 350,000
3. 10項を超える1項毎の追加料金	40,000
4. 出願変更	450,000
5. 審判請求	3,000,000
6. 先発明者証	1,000,000
7. 優先権証明書	75,000
8. 微生物サンプル取得の公式声明書	100,000
9. 特許出願の移転届(審査係属中)	100,000

10. 特許の移転届（登録済）			150,000
11. 特許出願人氏名・住所変更届			100,000
12. 特許権者変更届			150,000
13. 実施権又は強制実施権の設定登録			1,000,000
14. 知的財産IT/IT外登録			5,000,000
15. 特許原簿の抄録			60,000
16. 特許文献の複写（1頁当たり）			5,000
17. 公報検索	国内公報		150,000
	外国公報		US\$100
18. 特許管理年金	年	基本料金	1項毎の追加料金
	第1年から第3年	70,000	50,000
	第4年から第5年	1,000,000	100,000
	第6年	1,500,000	150,000
	第7年から第8年	2,000,000	200,000
	第9年	2,500,000	250,000
	第10年	3,500,000	250,000
	第11年から第20年	5,000,000	250,000
19. 年金支払遅延金			毎月 2.5%
20. PCT 出願取扱手数料			1,000,000
21. 簡易特許管理年金	年		年金
	第1年から第4年		550,000
	第5年		1,100,000
	第6年		1,650,000
	第7年		2,200,000
	第8年		2,750,000
	第9年		3,300,000
	第10年		3,850,000
22. 6ヶ月以内の早期公開料金			200,000
23. 方式要件補充遅延			200,000
24. 強制実施権設定手数料			2,000,000
25. 地域における特許実施申請			2,000,000

添付資料2

特許法

2001 年法律第 14 号

2001 年 8 月 1 日改正

第 I 章 総則

第 1 条

この法律において、

- (1) 「特許」とは、一定期間当該発明を自ら実施し、又は他の者に対してその実施許諾を与えるために、技術分野におけるその発明の成果に対して国が発明者に与える特権をいう。
- (2) 「発明」とは、技術分野における特定の問題を解決するために注がれた発明者の思想であって、方法若しくは物又は方法若しくは物の改良及び拡張の形をとりうるものをいう。
- (3) 「発明者」とは、単独又は複数の者が共同で発明をなす活動に対して思想を注いだ者をいう。
- (4) 「出願人」とは、特許出願を申請する者をいう。
- (5) 「出願」とは、総局に申請される特許出願をいう。
- (6) 「特許権者」とは、特許の所有者としての発明者又は特許の所有者から当該権利を受け継いだ者又は前述の者からさらに権利を受け継いだ他の者であって、特許登録簿に記載されている者をいう。
- (7) 「代理人」とは、知的財産コンサルタントをいう。
- (8) 「審査官」とは、その専門知識により大臣令により特許審査の実務を遂行する者として任命され、特許出願に対する実体審査を行うことを任務とする者をいう。
- (9) 「大臣」とは、その業務及び責任の一部が特許を含む知的財産の分野の発展にかかる省の大臣をいう。
- (10) 「総局」とは、大臣の配下にある省に含まれる知的財産総局をいう。
- (11) 「出願日」とは、方式要件を満たした出願が受理された日をいう。
- (12) 「優先権」とは、工業所有権のためのパリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国に

において最初にされた出願の出願人が、前記 2 協定のいずれかの加盟国における後の出願が前記パリ条約に規定される期間内になされる限り、最初の出願の出願日がその後の出願の優先日として認められるための権利をいう。

- (13) 「実施権」とは、特許権者から他者に対して与えられる許可であって、特定の条件、特定の期間内に保護された特許から経済的利益を享受するための権利を与える許諾に基づくものをいう。
- (14) 「日」とは、実働日をいう。

第 II 章 特許の範囲

第 1 節 特許を受けることができる発明

第 2 条

- (1) 特許は、新規で進歩性を有し、かつ、産業上利用できる発明に対して与えられる。
- (2) 発明は、当該発明が技術に関する通常の知識を有する者にとってそれ以前には予測しえないことであるときには、進歩性を有する。
- (3) 発明がそれ以前に予測しえないことであるという判断は、特許出願をした時点における専門知識、又はその出願が優先権の主張を伴ってなされた場合には最初の出願がなされた時すでに存在した専門知識に注意を払って行われなければならない。

第 3 条

- (1) 発明は、出願日において当該発明が先行する技術と同一でないとき、新規性を有するとみなされる。
- (2) 第 1 項の先行する技術とは、次に掲げる日、すなわち、
 - (a) 出願日、又は
 - (b) 優先日、より前に、インドネシア国内又はインドネシア国外において書面、口頭説明若しくは展示又はその他の方法で、専門家が当該発明を実施することができるように公表されている技術をいう。
- (3) 第 1 項の先行する技術は、インドネシアにおいて申請された出願であって、出願日又はそれ以後に公開されたが、実体審査継続

- (4) 中であって、出願日が当該出願の出願日又は優先日より前であるものを含む。

第4条

- (1) 発明は、特許出願前最長 6 月以内に次に該当するに至ったときには、すでに公表されたものとはみなされない。
- (a) その発明が、インドネシア国内若しくは国外における公の若しくは公と認められた国際博覧会において又はインドネシア国内における公の若しくは公と認められた全国博覧会においてすでに展示された場合。
- (b) その発明が、研究開発の目的のために試験の枠内で、その発明者によりインドネシア国内ですでに使用されている場合。
- (2) 特許出願がなされる前 12 月以内に当該発明の守秘義務に違反する方法で公表した他の者の存在が判明したときにも、発明はすでに公表されたものとはみなされない。

第5条

発明が、出願に説明された態様で産業において実施されうるとき、当該発明は産業上利用することができる。

第6条

新規な製品又は装置の発明であって、形状、形態、構造又はそれらの組合せによって実用的価値を有するものは、簡易特許として法的保護を受けることができる。

第7条

次に掲げる発明については、特許を受けることができない。

- (a) その公表及び使用又は実施が、現行の法規、宗教規範、公共の秩序又は道徳に反する方法又は物。
- (b) 人及び/又は動物に対する検査、看護、治療及び/又は手術の方法。
- (c) 科学及び数学の分野における理論及び方法。
- (d) i. すべての生物。但し微生物を除く。
ii. 植物又は動物の製造のための生物学的方法。但し非生物学的方法又は微生物学的方法を除く。

第2節 特許の存続期間

第8条

- (1) 特許は、出願日から起算して20年間付与され、その期間は延長できない。
- (2) 特許期間の開始日と満了日は記録され公開される。

第9条

簡易特許は、出願日から起算して10年間付与され、その期間は延長できない。

第3節 特許の対象

第10条

- (1) 特許を受ける権利を有する者は、発明者又はその発明者の権利を後に受け継いだ者である。
- (2) 発明が複数の者により共同でなされたときには、当該発明に対する権利は当該複数の発明者により共有される。

第11条

反証がない限り、発明者として推定されるのは、出願において発明者として宣言された単独又は複数の者である。

第12条

- (2) 別途契約がない限り、職務環境の中でなされた発明に対して特許を受ける権利を有するのは、当該職務を与えた者である。
- (3) 第1項の規定は、その雇用契約が発明をなすことを義務付けていないとしても、当該職務において用意された資料及び手段を使用した従業員又は労働者によりなされた発明に対しても適用される。
- (4) 第1項及び第2項の発明者は、当該発明から得ることができる経済的利益を考慮して、相当な対価を受ける権利を有する。
- (5) 第3項の対価は、次の方法で支払うことができる。
- (a) 定額かつ一括的報酬。又は
- (b) 歩合。又は
- (c) 定額かつ一括的報酬と賞与又は臨時報酬との組合せ。又は
- (d) 歩合と賞与又は臨時報酬との組合せ。又は
- (e) 両者が合意するその他の形態

- その額は、関係当事者自身により定められる。
- (6) 対価の額の算出方法及び算定に関して合意が得られないときには、それに対する判決を商務裁判所が与えることができる。
- (7) 第1項、第2項及び第3項の規定は、特許証においてなおその名前を記載するための発明者の権利を全く損なうものではない。

第13条

- (1) 本法の他の規定を鑑み、同一の発明に対して特許出願がなされた時点で発明を実施している者は、当該同一の発明に対して後に特許が付与されたとしても、先の使用人として引き続き当該発明を実施する権利を有する。
- (2) 第1項の規定は、優先権の主張を伴ってなされた特許出願に対しても適用される。

第14条

第13条の規定は、当該発明を実施する者が、特許出願がなされている発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報から当該発明に関する知識を使用してその実施をしたときには、適用されない。

第15条

- (1) 第13条の発明を実施する者が、同一の発明に対して特許を付与された後に総局に対してその発明に対する出願をするとき、その者は先の使用人として認められるのみである。
- (2) 先の使用人としての認定の出願には、当該発明の実施が、特許出願をしている発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報を使用して行われたものではないという証明を添付しなければならない。
- (3) 先の使用人としての認定は、それに対する手数料を納付し、先使用者証明書の形態で総局より与えられる。
- (4) 先使用者証明書は、当該同一の発明に対する特許の満了時と同時に無効となる。
- (5) 先使用者証明書取得のための手続きは政令に規定される。

第4節 特許権者の権利及び義務

第16条

- (1) 特許権者は、自己の所有する特許を実施し、かつ、その許諾なしに次に掲げる行為をすることを他の者に禁止する特権を有する。
- (a) 物の特許の場合：特許を付与された物を生産し、使用し、販売し、輸入し、貸渡し、譲渡し、又は販売、貸渡し若しくは譲渡のために準備すること。
- (b) 方法の特許の場合：物品の生産及び(a)に規定するその他の行為をするために、特許を付与された方法を使用すること。
- (2) 方法の特許の場合には、その許諾なしに第1項に規定する輸入を行った他の者に対する禁止は、当該方法の特許の使用のみから生じた物の輸入に対してのみ適用される。
- (3) 当該特許の使用が教育、研究、試験、又は分析を目的とし、特許権者が当然受ける利益を損なわない場合、第1項及び第2項の規定の適用から除外される。

第17条

- (1) 第16条第1項の規定に反せず、特許権者は、インドネシア共和国内において特許を受けた物を製造し、又は方法を使用する義務がある。
- (2) 当該物の製造又は方法の使用が地域的規模においてなされた場合にのみ妥当であるとき、第1項に規定する義務から除外される。
- (3) 第2項に規定する除外は、理由及び権限のある機関により発行された証拠を付して特許権者により書面にて申請された場合にのみ、総局により承認される。
- (4) 第3項に規定する除外及び書面による申請の手續は、政令で定める。

第18条

特許の効力を維持するために及び実施権の登録のために、特許権者又は特許の実施権者は、年金を納付しなければならない。

第5節 特許侵害に対する法的措置

第19条

ある物がインドネシアへ輸入され、かつ、当該物の生産をするための方法が本法に基づき特許によりすでに保護されている場合において、当該物

が特許により保護された方法を使用してインドネシアにおいてすでに生産されているとき、当該方法の特許権者は、第16条第2項の規定に基づき、当該輸入された物に対する法的措置をとる権利を有する。

第III章 特許出願

第1節 通則

第20条

特許は、出願に基づき付与される。

第21条

各特許出願は、一発明又は単一性を有する複数の発明に対してのみ行うことができる。

第22条

特許出願は、手数料を総局に納付して行われる。

第23条

- (1) 特許出願が、発明者でない者により行われる場合、当該出願は、その者が当該発明に対する権利を有するという十分な証拠を備えた宣言書を添付しなければならない。
- (2) 発明者は、第1項の発明者でない者によりなされた特許出願についての願書を調査することができ、自己の費用で当該出願書類の写を請求することができる。

第24条

- (1) 特許出願は、総局に対して、インドネシア語による書面にて行われる。
- (2) 特許出願についての願書には次に掲げる事項を含まなければならない。
 - (a) 願書の年月日。
 - (b) (a)の出願人の完全かつ明白な住所。
 - (c) 発明者の完全な氏名及び国籍。
 - (d) 出願が代理人を通して行われる場合には、当該代理人の氏名及び完全な住所。
 - (e) 出願が代理人により行われる場合には、特別な委任状。
 - (f) 特許の付与の申立。
 - (g) 発明の名称。
 - (h) 発明に含まれる請求の範囲。
 - (i) 発明を実施する方法に関する情報を

完全に記載した発明に関する明細書。

- (j) 発明の説明に必要とされ明細書において述べられている図面。
 - (k) 発明の要約。
- (3) 特許出願の実施に関するさらなる規定は、政令により定められる。

第2節 知的財産コンサルタント

第25条

- (1) 特許出願は、出願人又は代理人によって申請できる。
- (2) 第1項の代理人とは、総局に登録されている知的財産コンサルタントをいう。
- (3) 委任状の受理の日から当該特許出願の公開の日まで、代理人は、発明及びすべての特許出願にかかる書類の秘密を守る義務がある。
- (4) 知的財産コンサルタントとして登録可能な要件に関する規定は、政令に定め、その任命手続は大統領令で定める。

第26条

- (1) インドネシア共和国内に住所又は常居所を有さない発明者又は出願人により申請される出願は、インドネシアの代理人を通じて申請されなければならない。
- (2) 第1項の発明者又は出願人は、当該特許出願のためにインドネシアにおける住所又は法律上の居所を選定し、明記しなければならない。

第3節 優先権を伴う出願

第27条

- (1) 工業所有権保護のためのパリ条約に規定される優先権を伴う出願は、同条約に同様に加盟する国又は世界貿易機関設立条約の加盟国において最初に受理された特許出願の日から起算して12ヶ月以内に行われなければならない。
- (2) 出願において具備されるべき要件に関して本法の規定を常に遵守して、第1項に規定する優先権を伴ってなされた出願には、当該国における権限ある当局により認証された優先権証明書を優先日から起算して16

- ヶ月以内に添付しなければならない。
- (3) 第1項及び第2項の要件が満足されないときには、出願は、優先権を伴って行うことができない。

第28条

- (1) 第24条の規定は優先権を伴う出願にも適用される。
- (2) 総局は、当該優先権を伴う出願が次に掲げる事項をも具備するように請求することができる。
- (a) 外国における最初の特許出願に対して行われた実体審査結果に関する書類の認証謄本。
- (b) 外国における最初の特許出願に関してすでに付与された特許書類の認証謄本。
- (c) 当該出願が拒絶された場合には、外国における最初の特許出願の拒絶に関する査定書類の認証謄本。
- (d) 当該特許が無効とされている場合には、外国においてなされていた当該特許の無効の決定に関する書類の認証謄本。
- (e) 特許出願されている発明が、新規であり、進歩性を有し、かつ産業上利用できることの判断を容易にするために必要とされるその他の書類。
- (3) 第2項に規定する書類の謄本の提出には、出願人により別途補足説明を添付することができる。

第29条

総局による優先権証明書及び優先権を伴う出願に関するさらなる規定は、大臣令で定める。

第4節 出願受理日

第30条

- (1) 出願日とは、第22条の手数料の納付があった後に、総局がすでに第24条第1項及び第2項(a)、(b)、(f)、(h)及び(i)の規定を満たした出願書類を受理した日をいう。
- (2) 第24条第2項(h)及び(i)の明細書が英語で記載されているとき、当該明細書はインドネシア語訳に翻訳され、第1項(1)の出願日から30日以内に提出されなければならない。

- (3) 第2項に規定する期間内にインドネシア語訳文が提出されないとき、当該出願は取下げられたものとみなされる。
- (4) 出願日は総局により記録される。

第31条

第30条第1項及び第30条第2項の規定が満たされないとき、出願日は当該最低要件が総局により受理された日である。

第32条

- (1) 第30条に規定する要件が満たされたが、第24条の他の要件が満たされないことが明らかになったとき、総局は、総局による当該不備の補完を要求する文書を送付の日から起算して3ヶ月以内に当該不備を補完するよう要求する。
- (2) 総局が承認する理由に基づき、第1項の期間は、出願人の請求により最大2ヶ月間延長できる。
- (3) 第2項の期間は、出願人が手数料を支払うという条件のもと、当該期間満了の日から最大1ヶ月間延長できる。

第33条

第32条に規定する期間内にすべての要件が満たされないとき、総局は、出願人に対しが取下げられたものとみなされた旨を書面にて通知する。

第34条

- (1) 同一の発明に対して異なる者により2以上の特許出願が行われたとき、最初に申請された出願が受理される。
- (4) 第1項に述べる複数の出願が同日に行われたときには、総局は、当該複数の出願人に対していずれの出願が行われたものとするかを決定するために協議することを求め、かつ、当該文書が送付された日から起算して遅くとも6ヶ月以内にその決定の結果を総局に届け出ることを書面にて要求する。
- (5) 出願人の間で合意又は決定に達さないとき、協議をすることができないとき又は第2項に規定する期間内に総局に協議の結果が届け出られないときには、当該出願は拒絶され、総局は当該出願人に対して当該拒絶を書面にて通知する。

第5節 特許出願の補正

第 35 条

出願は、当該補正は出願当初に申請された発明の範囲を拡大するものではないという条件のもとに、明細書及び/又は請求の範囲を補正することにより、補正することができる。

第 36 条

- (1) 出願が第 21 条に規定する発明の単一性を有する発明によって構成されないとき、出願人は、当初の出願を分割することができる。
- (2) 第 1 項に規定する出願の分割は、当該各出願で求められる保護の範囲が当初の出願で申請された保護の範囲を拡大するものではないという条件のもとに、1 以上の出願として個別に出願できる。
- (3) 第 1 項に規定する出願の分割は、当初の出願に第 55 条第 1 項又は第 56 条第 1 項に述べる決定が下されるまでに申請できる。
- (4) 第 1 項及び第 2 項に規定する分割出願であって、第 21 条及び第 24 条の要件をすでに満たすものは、当初の出願と同じ日に出願されたと見なされる。
- (5) 出願人が第 3 項に規定する期間内に分割出願を申請しないとき、出願の実体審査は、当初の出願の最初の一連の請求の範囲に記載された発明に対してのみなされる。

第 37 条

出願は、本法の規定に依然として従う限り、特許から簡易特許に、又はその逆に変更できる。

第 38 条

第 35 条、第 36 条及び第 37 条に規定する補正に関するさらなる規定は大統領令で定める。

第 6 節 特許出願の取下

第 39 条

- (1) 出願は、総局に対して書面による請求をもって取下げることができる。
- (2) 出願の取下に関するさらなる規定は、大統領令で定める。

第 7 節 出願の禁止及び守秘義務

第 40 条

総局職員、又は任務により総局のために及び/

又は総局の名において業務を遂行した者は、在職中から総局を定年退職した後又はいかなる理由によっても退職した後 1 年の間、その特許の所有が相続による場合を除き、出願をすること、特許を取得すること、又は何らかの方法により特許に関する権利を取得すること若しくは保有することを禁じられる。

第 41 条

出願日から当該出願の公開の日まで、特許局の全職員又は職務により総局の任務に関連する者は、発明及び出願書類の秘密を守る義務がある。

第 IV 章 公開及び実体審査

第 1 節 出願公開

第 42 条

- (1) 総局は、第 24 条の規定をすでに満たした出願を公開する。
- (2) 公開は、次に掲げる期間後に行われる。
 - (a) 特許の場合、出願日から 18 ヶ月又は優先権を伴う出願の場合は優先日から 18 ヶ月。
 - (b) 簡易特許の場合、出願日から 3 ヶ月。
- (3) 第 2 項(a)の公開は、出願人の申請により、手数料の支払いを伴って、より早期に行うことができる。

第 43 条

- (1) 公開は、次のように行われる。
 - (a) 総局により定期的に発行される特許公報に掲載される;及び/又は
 - (b) 総局により提供される専用の設備に、公衆が容易かつ明瞭に縦覧することができるように設置される。
- (2) 出願公開の開始日は、総局により記録される。

第 44 条

- (1) 公開は次の期間行われる。
 - (a) 特許出願公開の日から 6 ヶ月
 - (b) 簡易特許出願公開の日から 3 ヶ月
- (2) 公開は、次に掲げる事項を記載して行われる。
 - (a) 発明者の氏名と国籍。
 - (b) 出願人、及び代理人を通して出願さ

れる場合は代理人の氏名と完全な住所。

- (c) 発明の名称。
- (d) 出願日；優先権を伴う出願の場合は、優先日、最初の出願の番号及び国名。
- (e) 要約。
- (f) 発明の分類。
- (g) 図面（添付の場合）。
- (h) 公開番号。及び
- (i) 出願番号。

第 45 条

- (1) 何人も、第 44 条の公開を縦覧することができ、書面にてその理由を付して当該出願に対して意見又は異議の申立をすることができる。
- (2) 第 1 項に規定する意見又は異議があったときには、総局は、直ちに特許出願人に対して当該意見又は異議を内容とする文書の副本を送達する。
- (3) 出願人は、総局に当該意見又は異議に対する答弁及び釈明を書面にて提出する権利を有する。
- (4) 総局は、第 1 項及び第 3 項の意見又は異議、答弁及び/又は釈明を当該出願の実体審査段階における判断の補足資料として利用する。

第 46 条

- (1) 検討の末、国の防衛及び安全保障上の利益を妨げ又は利益に反することになりうると推測されるとき、大臣の承認を得て、総局は、必要ならばその職務及び権限が防衛及び安全保障に関連する政府機関と協議の後、出願を公開しないように決定することができる。
- (2) 第 1 項の出願を公開しないという決定は、出願人又は代理人に対して書面にて総局により通知される。
- (3) 第 1 項の総局による他の政府機関との協議は、出願され、その後出願公開しないという決定を伴って終結した発明に関する情報の提供を含み、第 40 条及び第 41 条に規定する守秘義務の違反とはみなされない。
- (4) 第 3 項の規定は、協議された出願にかかる発明及び書類の秘密をいかなる第三者に対しても常に守るべきであるという、当該政府

機関及びその職員の義務を減じるものではない。

第 47 条

- (1) 第 46 条の公開されない特許出願に対しては、実体審査は、当該出願を公開しないことを総局が決定した日から 6 ヶ月後に行われる。
- (2) 第 1 項の実体審査は、手数料の負担を伴わない。

第 2 節 実体審査

第 48 条

- (1) 実体審査の請求は、手数料を納付して、総局に対して書面にて行われる。
- (2) 第 1 項の実体審査請求の手続きおよび要件は、さらに大統領令で定める。

第 49 条

- (1) 第 48 条第 1 項の実体審査請求は、出願日から遅くとも 36 ヶ月以内に行われる。
- (2) 第 1 項の期間内に実体審査請求が行われなかったとき、又はそのための料金が支払われなかったとき、出願は取下げられたものとみなされる。
- (3) 総局は、第 2 項の取下げられたとみなされた出願を、出願人又は代理人に対して書面にて通知する。
- (4) 第 1 項の実体審査請求が、第 44 条第 1 項の公開期間満了前になされたとき、その審査は公開期間満了後に行われる。
- (5) 第 1 項の実体審査請求が、第 44 条第 1 項の公開期間満了後になされたとき、その審査は当該実体審査請求を受理した日より後に行われる。

第 50 条

- (1) 実体審査のために、総局は、専門家の支援を要請し、及び/又は他の政府機関の必要とされる施設若しくは他国の特許庁の特許審査官を利用することができる。
- (2) 第 1 項の専門家の支援、施設又は他国特許庁審査官の利用は、第 40 条及び第 41 条の守秘義務に関する規定を常に遵守して行われる。

第 51 条

- (1) 実体審査は、審査官により行われる。

- (2) 審査官は、現行法規に従い、大臣によって任免される実務遂行員として総局に配置される。
- (3) 第 2 項の審査官に対しては、現行法規に従って与えられる他の権利に加えて地位及び実務手当が与えられる。

第 52 条

- (1) 審査官が、特許出願を申請する発明が、重要な点で不明瞭又はその他の欠陥を含むと報告したとき、総局は、出願人又は代理人に対して当該不明瞭又は欠陥について書面にて通知し、当該欠陥に対する意見又は釈明を求める。
- (2) 第 1 項の通知は、明瞭かつ詳細で、不明瞭又は重要な欠陥であると判断された箇所を引用し、実体審査において使用された理由と参考文献を付して、補正の期間とともに述べなければならない。

第 53 条

第 52 条第 1 項の通知の後、特許出願人が、第 52 条第 2 項に規定する総局が指定する期間内に提出すべき意見を述べず、又は要件を満足させず、又は補正をしないとき、当該出願は取下げられたものとみなされ、書面で出願人に通知される。

第 3 節 特許出願の承認又は拒絶

第 54 条

総局は、次の期間内に出願の承認又は拒絶の決定をしなければならない。

- (a) 特許の場合；第 48 条に規定する実体審査請求受理の日、又はその実体審査請求が当該公開期間満了前になされたときは、第 44 条第 1 項に規定する公開期間満了の日から実体審査の請求書の受理の日から 36 ヶ月以内。
- (b) 簡易特許の場合；出願日から 24 ヶ月以内。

第 55 条

- (1) 審査官により報告された実体審査の結果、当該発明は、第 2 条、第 3 条、第 5 条及び本法のその他の規定を満たしているとき、総局は、出願人又は代理人に特許証を与える。

- (2) 審査官により報告された実体審査の結果、当該発明は、第 3 条、第 5 条、第 6 条及び本法のその他の規定を満たしているとき、総局は、出願人又は代理人に簡易特許証を与える。
- (3) 付与された特許は、防衛及び安全保障に関するものを除き、記録され公開される。
- (4) 総局は、第 46 条に述べる公開されない特許を除き、手数料の納付をすることにより、特許書類の謄本を必要とする者に交付する。

第 56 条

- (1) 審査官により報告された実体審査の結果が、特許を出願された発明は第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 35 条、第 52 条第 1 項、第 52 条第 2 項の規定を満足しないとき、又は第 7 条の規定により除外されるものであることを示すとき、総局は、当該出願を拒絶し、その拒絶を出願人又は代理人に対して書面で通知する。
- (2) 当該分割が発明の範囲を拡大するとき、又は第 36 条第 2 項若しくは第 36 条第 3 項の期間の経過後申請されたとき、総局は分割された出願をも拒絶することができる。
- (3) 審査官により報告された実体審査の結果が、特許を出願された発明は第 36 条第 2 項の規定を満たさないことを示すとき、総局は当該出願の一部を拒絶し、書面で出願人又は代理人に通知する。
- (4) 出願拒絶の通知は、明瞭で拒絶の根拠となった理由と検討を記載しなければならない。

第 57 条

- (1) 特許証は、特許権の証明である。
- (2) 拒絶の通知書は総局によって記録される。

第 58 条

特許は特許証交付の日に発効し、かつ、特許出願の受理の日に遡及して有効である。

第 59 条

特許証交付、形式及び記載内容、並びに記録に関するさらなる規定は、特許書類謄本に関する規定と共に、政令で定める。

第 4 節 審判の請求

第 60 条

- (1) 審判の請求は、第 56 条第 1 項及び第 56 条第 2 項の実体的事項に関する判断根拠及び理由に関連する出願の拒絶に対して行うことができる。
- (2) 審判の請求は、特許審判委員会に対して、出願人又は代理人により、特許局に送付するその副本を添えて書面にて行われる。
- (3) 審判の請求は、実体審査結果としての出願拒絶に対する不服の完全な説明とその理由を付して行われる。
- (4) 第 3 項の理由とは、第 35 条の発明の範囲を拡大する新しい理由又は釈明を構成しない。

第 61 条

- (1) 審判の請求は、出願拒絶の通知送付の日から起算して遅くとも 3 ヶ月以内に行われる。
- (2) 第 1 項の期間が審判の請求なしに徒過したとき、出願拒絶は、出願人により受諾されたものとみなされる。
- (3) 出願拒絶が、第 2 項に規定するようにすでに受諾されたものとみなすことができるとき、総局は、それを記録し公開する。

第 62 条

- (1) 審判は、審判委員会により審判請求の受理の日から遅くとも 1 ヶ月以内に審理が開始される。
- (2) 審判委員会の決定は、第 1 項の期間が満了する日から 9 ヶ月以内に下される。
- (3) 審判委員会が審判請求を容認し合意したとき、総局、審判委員会の決定を実行する。
- (4) 審判委員会が審判請求を拒絶したとき、出願人又は代理人は、当該拒絶審決の日から 3 ヶ月以内に、当該拒絶当該決定に対する不服を商務裁判所に申し立てることができる。
- (5) 第 4 項の商務裁判所の決定に対しては、最高裁判所への不服申し立てのみ可能である。

第 63 条

審判、審理及び審判の終結手続きはさらに大統領令で定める。

第 5 節 特許審判委員会

第 64 条

- (1) 特許審判委員会は、独立した特別機関であって、知的財産の分野に属する省内にある。
- (2) 特許審判委員会は、委員を兼任する 1 名の委員長、委員を兼任する 1 名の副委員長及び必要とされる分野における複数の専門家及び上級審査官から構成される。
- (3) 第 1 項の特許審判委員会の構成員は、大臣により 3 年の任期をもって任免される。
- (4) 委員長と副委員長は特許審判委員会の構成員から同構成員により選出される。
- (5) 審判請求の審理のために、特許審判委員会は少なくとも 3 名よりなる奇数人数の合議体を形成し、その内 1 名は出願の実体審査を行わなかった上級審査官である。

第 65 条

特許審判委員会の組織構成、職務及び業務についてはさらに政令で定める。

第 V 章 特許の移転及び実施許諾

第 1 節 移転

第 66 条

- (1) 特許は、次に掲げる事由によりその全部又は一部分を移転し、又は移転されることができる。
 - (a) 相続。
 - (b) 贈与。
 - (c) 遺言。
 - (d) 書面に記載された契約。又は
 - (e) 法律により認められたその他の理由。
- (2) 第 1 項(a)、(b)及び(c)による特許の移転は、その特許に関する他の権利とともに特許書類原本を伴ってなされなければならない。
- (3) 第 1 項に規定する全ての形態の特許の移転は、手数料の支払いにより記録され公開されなければならない。
- (4) 本条の規定に従ってなされない移転は、合法ではなくかつ有効でもない。
- (5) 特許の移転の記録の要件及び手続は、さらに大統領令で定める。

第 67 条

- (1) 相続の場合を除き、第 13 条の先の使用権は移転できない。
- (2) 第 1 項の権利の移転は手数料の支払いにより記録され公開される。

第 68 条

特許の移転は、氏名その他の本人である旨を当該特許に記載するための発明者の権利を依然として消滅させるものではない。

第 2 節 実施許諾

第 69 条

- (1) 特許権者は、実施許諾の契約書に基づき、第 16 条に規定する行為を実施するために他の者に実施許諾を与える権利を有する。
- (2) 別段の合意のない限り、第 1 項の実施許諾の範囲は、第 16 条に規定するすべての行為に及び、与えられた実施許諾の期間中になされ、インドネシア共和国全域において有効である。

第 70 条

別段の合意のない限り、特許権者は、何時でも第 16 条に規定する行為を自ら実施すること又はその行為を実施するための実施許諾を第三者に与えることができる。

第 71 条

- (1) 実施許諾契約は、直接、間接を問わず、インドネシア経済に損失を与える結果をもたらしうる規定を含み、又は特に当該特許を付与された発明に関連して、一般的技術の修得及び発展におけるインドネシア国民の能力を妨げる制限を含むものであってはならない。
- (2) 第 1 項の規定を含む実施許諾契約の記録申請は、総局により拒絶されなければならない。

第 72 条

- (1) 実施許諾契約は、手数料の支払いにより総局において記録され、公開されなければならない。
- (2) 実施許諾契約が第 1 項に規定するように総局において記録されないとき、当該実施許諾契約は、第三者に対して法的効力を有さない。

第 73 条

実施許諾契約に関するさらなる規定は、政令で定める。

第 3 節 強制実施権

第 74 条

強制実施許諾は、特許を実施するための権利であって、申請に基づいて総局の決定により与えられる。

第 75 条

- (1) 特許付与の日から起算して 36 ヶ月を経過した後は、何人も、当該特許を実施するために総局に対して強制実施許諾の申請を手数料の支払いによりすることができる。
- (2) 第 1 項の強制実施許諾の申請は、特許権者が当該特許をインドネシアにおいて実施していないか、又は完全に実施していないという理由においてのみ申請することができる。
- (3) 強制実施許諾の申請は、特許が公衆の利益を損なう形態又は方法において特許権者又はその実施権者により実施されているという理由に基づき、特許が付与された後何時でも行うこともできる。

第 76 条

- (1) 第 75 条第 2 項に規定する理由の正当性の他に、強制実施許諾は次の場合にのみ付与することができる。
 - (a) 当該申請人が、次のことを確認する証拠を提示できた場合。
 - (i) 当該特許を自ら十分に実施する能力を有すること。
 - (ii) 当該特許をできる限り速やかに実施するための施設を自ら所有していること。
 - (iii) 合理的な要件及び条件に基づき特許権者から実施許諾を得るために、適切な期間内に手段を講じる努力はしたが、成果を得なかったこと。及び
 - (b) 総局が、当該特許は合理的な経済的規模でインドネシアにおいて実施することができ、かつ、大多数の公衆に対して利益を与えることができると判断した場合。
- (2) 強制実施許諾の申請に対する審理は、専門家、関係者及び当該特許権者の意見を聴取して総局により行われる。
- (3) 強制実施許諾は、特許保護期間を超えない期間に付与される。

第 77 条

第 76 条に規定する証拠及び意見に基づき、総局が、第 75 条第 1 項の期間は、特許権者がインドネシア又は第 17 条第 2 項で定める地域の範囲において商業的に実施するためには十分ではないとの確信を得たとき、総局は、当該強制実施権の付与を一時的に延期するか、又は拒絶することができる。

第 78 条

- (1) 強制実施許諾の実施は、特許権者に対する強制実施権者による実施料の支払を伴う。
- (2) 支払うべき実施料の額及びその支払方法は、総局により定められる。
- (3) 実施料の額の決定は、特許の実施許諾契約又は同種のその他のものにおいて通常使用されている慣行を考慮して行われる。

第 79 条

強制実施許諾の付与に関する総局の決定は、次に掲げる事項を含まなければならない。

- (a) 強制実施許諾は、排他的性格を有しないこと。
- (b) 強制実施許諾の付与の理由。
- (c) 強制実施許諾の付与の根拠となると確信させられた情報又は説明を含む証拠。
- (d) 強制実施許諾の期間。
- (e) 特許権者に対して強制実施権者が支払うべき実施料の額及びその支払方法。
- (f) 強制実施許諾の終了の要件及び取消の根拠になり得る事項。
- (g) 強制実施許諾は、国内市場の需要を満たすためにのみ使用されるものであること。
- (h) 当該関係当事者の利益を公正に保護するために必要とされるその他の事項。

第 80 条

- (1) 総局、強制実施権の付与を記録し、公開する。者は、自己が受けた強制実施権を特許局に登録し、かつ、特許原簿に記載しなければならない。
- (2) 強制実施権の実施は特許の実施とみなされる。

第 81 条

総局による強制実施権付与の決定は、当該強制実施権の申請の日から 90 日以内に下される。

第 82 条

- (1) 強制実施許諾は、既存の他の特許を侵害することなしには、その特許の実施が不可能であるという理由に基づき、特許権者により何時でも申請することができる。
- (2) 第 1 項の強制実施許諾の申請は、実施される予定の特許が当該既存の特許より明らかに進歩した技術の革新的要素を真に含んでいるときにのみ考慮することができる。
- (3) 強制実施許諾の申請が第 1 項及び第 2 項の理由に基づきなされる場合：
 - (a) 特許権者は合理的な要件に基づき、他の者の特許を利用するために相互に実施許諾を与えるための権利を有する。
 - (b) 実施権者による特許の使用は、他の特許とともに移転される場合を除き、移転することができない。
- (4) 第 1 項及び第 2 項に規定する総局に対する強制実施権の申請は、第 75 条第 1 項の強制実施権の申請期間に関する規定を除き、第 5 章第 3 節の規定を適用する。

第 83 条

- (1) 特許権者の申請に基づき、総局は、次の場合に第 5 章第 3 節の強制実施権付与の決定を取り消すことができる。
 - (a) 強制実施許諾を付与するための根拠となった理由が消滅した場合。
 - (b) 強制実施許諾を受けた者が、当該強制実施許諾を実施せず、又は速やかにその実施をするための適切な準備をしていないことが判明した場合。
 - (c) 強制実施許諾を受けた者が、強制実施許諾の付与の際に定められた、実施料の支払を含む要件及びその他の規定をもはや遵守していない場合。
- (2) 第 1 項に規定する取消は記録され、公開される。

第 84 条

- (1) 強制実施許諾は、定められた期間の満了又は取消により消滅したとき、強制実施権者は実施権を与えた者に実施権を返還する。

- (2) 総局は、消滅した強制実施権を記録し、公開する。

第 85 条

第 83 条及び第 84 条の強制実施許諾の消滅は、その記録の日から当該特許を有する者の権利を回復させる。

第 86 条

- (1) 強制実施権は、相続による場合を除き移転することができない。
- (2) 相続により移転した強制実施権は、常にそれを付与された要件及び特に期間に関するその他の規定に拘束され、記録及び公開されるために総局に対して報告されなければならない。

第 87 条

強制実施許諾に関するさらなる規定は、政令で定める。

第 VI 章 特許の取消

第 1 節 法律による取消

第 88 条

特許は、特許権者が本法で定める年金を期間内に年金を納付する義務を履行しないとき、法律による取消を宣言される。

第 89 条

- (1) 法律による特許の取消は、特許権者及び実施権者に対して総局により書面にて通知され、かつ、当該通知の日から効力を発生する。
- (2) 第 88 条の理由による特許の取消は、記載され、公開される。

第 2 節 特許権者の請求に基づく取消

第 90 条

- (1) 特許は、総局に対して書面にて提出された特許権者の請求に基づき、その全部又は一部分を総局により取り消される。
- (2) 実施権者が、当該取消の請求に添付される書面による承諾を与えないとき、第 1 項の特許の取消は行うことができない。
- (3) 特許の取消の決定は、実施権者に対して、

総局により書面にて通知される。

- (4) 第 1 項の理由による特許の取消の決定は、記載され、公開される。
- (5) 特許の取消は、当該取消に関する総局の決定がなされた日から効力を発生する。

第 3 節 訴訟による取消

第 91 条

- (1) 特許の取消訴訟は、次の場合に行うことができる。
- (a) 当該特許が、第 2 条、第 6 条及び第 7 条の規定により、付与されるべきでない場合。
- (b) 当該特許が、本法に基づき同一の発明に対して他の者にすでに付与された他の特許と同一である場合。
- (c) 強制実施権の付与が、当該強制実施権付与の日又は複数の強制実施権が付与された場合には、最初の強制実施権付与の日から 2 年以内に、公衆の利益を損なう形態及び方法において特許の実施を継続することを防止することができないと判明した場合。
- (2) 第 1 項(a)の理由による取消訴訟は、商務裁判所を通して、特許権者に対して、第三者が提起することができる。
- (3) 第 1 項(b)の理由による取消訴訟は、その特許と同一である他の特許が取り消されるように特許権者又は実施権者が商務裁判所に提起することができる。
- (4) 第 1 項(c)の理由による取消訴訟は、商務裁判所を通して特許権者又は実施権者に対して検察官により提起することができる。

第 92 条

第 91 条に述べる特許の取消訴訟が、1 つ若しくは複数の請求の範囲又は請求の範囲の一部のみに関するときには、その取消を請求された事項に対してのみ取消がなされる。

第 93 条

- (1) 特許の取消に関する商務裁判所の判決内容は、総局に対して判決の日から 14 日以内に送付されなければならない。
- (2) 総局は、第 1 項の特許の取消を記録し、公開する。

第 94 条

本法第 12 章の訴訟手続きは、第 91 条及び第 92 条にも適用する。

第 4 節 特許取消の効果

第 95 条

特許の取消は、特許及び当該特許から生じる他の権利に関するすべての法的効果を消滅させる。

第 96 条

商務裁判所の判決において別に定められていない限り、特許はその全部又は一部分に対して、当該取消の判決の日から取り消される。

第 97 条

- (1) 第 91 条第 1 項(b)の理由により取り消された特許の実施権者は、実施許諾契約において定められた期間の満了まで、引き続き自身が所有している実施権を行使する権利を有する。
- (2) 第 1 項の実施権者は、自己の特許が取り消された特許権者に対して支払われるべき実施料の支払をもちや継続する義務はないが、権利を有する特許権者に対してその者の所有している実施権の残存期間に対する実施料を支払う義務がある。
- (3) 特許権者が、先に実施権者から実施料を一括してすでに受領しているとき、当該特許権者は、権利を有する特許権者に対して実施権を利用する残存期間に相当する実施料の額を支払う義務がある。

第 98 条

- (1) 第 91 条第 1 項(b)の理由により取消が宣言された特許の実施権であって、当該特許の取消訴訟が提起される前に、善意で取得したものは、当該他の特許に対して引き続き効力を有する。
- (2) 第 1 項の実施権は、当該実施権者が、取り消されていない特許権者に対して従前どおり実施料を継続して支払う義務があり、その額は、特許が取り消された特許権者とそれ以前に合意していた額と同額とするということを条件として引き続き効力を有する。

第 VII 章 政府による特許の実施

第 99 条

- (1) インドネシアにおけるある特許は、国の防衛及び安全保障を遂行するために極めて重要であると政府が判断したとき、政府は当該特許を自ら実施することができる。
- (2) ある特許を自ら実施するための決定は、大統領が当該分野の担当大臣又は管轄機関の長の判断を聴取した後、大統領令により決定される。

第 100 条

- (1) 第 99 条の規定は、特許出願がなされたが、第 52 条の公開がされていない発明に対しても適用される。
- (2) 政府が第 1 項の特許を自ら実施することを意図せず、又は未だ意図していないとき、それと同一の特許の実施は、政府の承諾を伴ってのみ行うことができる。
- (3) 第 2 項の特許権者は、当該特許が実施されるまで年金の納付義務を免除される。

第 101 条

- (1) 政府が、国の防衛及び安全保障を遂行するために重要なある特許を自ら実施することを意図するとき、政府は、次に掲げる事項を記載して特許権者に対してその旨を書面にて通知しなければならない。
 - (a) 実施を意図される特許及び特許権者の氏名と特許番号。
 - (b) 理由。
 - (c) 実施期間。
 - (d) 重要と考えられるその他の事項。
- (2) 政府による特許の実施は、特許権者に対して相応の対価を支払ってなされる。

第 102 条

- (1) ある特許を政府が自ら実施するという政府の決定は、最終的なものである。
- (2) 特許権者が、政府の定めた対価の額に同意しないときには、その事項に関する不服申立てを商務裁判所に対して提起することができる。
- (3) 第 2 項の訴訟の審理手続は、政府による特許の実施を停止させるものではない。

第 103 条

政府による特許実施の手続きはさらに政令で定

める。

第 VIII 章 簡易特許

第 104 条

明らかに簡易特許に関連しない事項を除き、本法において定められた特許に関する規定は、すべて簡易特許に対しても適用される。

第 105 条

- (1) 簡易特許は、ひとつの発明に対してのみ付与される。
- (2) 簡易特許の実体審査請求は、出願と同時に又は出願日から 6 ヶ月以内に手数料の支払いにより行うことができる。
- (3) 第 2 項の期間内に実体審査請求が行われないうち又はそのための手数料が支払われないうち、出願は取下げられたとみなされる。
- (4) 簡易特許出願に対し、実体審査は第 44 条第 1 項(b)に規定する公開期間終了後に行われる。
- (5) 実体審査の実施において、総局は第 3 条の新規性及び第 5 条の産業上利用性のみ審査する。

第 106 条

- (1) 総局により付与された簡易特許は、記録され、公開される。
- (2) 証書として、簡易特許権者に対して簡易特許証が交付される。

第 107 条

簡易特許は強制実施権を請求されない。

第 108 条

簡易特許に関するさらなる規定は、政令で定める。

第 IX 章 特許協力条約を通じた出願

第 109 条

- (1) 出願は特許協力条約を通して申請することができる。
- (2) 第 1 項の出願に関するさらなる規定は政令で定める。

第 X 章 特許行政

第 110 条

本法で定める特許行政の実行は、本法で定める他の機関の権限を考慮した上で、総局により行われる。

第 111 条

総局は、国家規模の特許公報及び情報ネットワークの構築により文書化及び情報サービスを実行し、特許を付与された技術に関する情報を社会にできる限り広く提供する。

第 112 条

特許行政の実施において、総局は大臣より指導を受け、かつ大臣に対して責任を負う。

第 XI 章 手数料

第 113 条

- (1) 本法において支払いが義務付けられる手数料は、すべて政令で定める。
- (2) 第 1 項の手数料の要件、期間、支払い手続きに関するさらなる規定は、大統領令で定める。
- (3) 総局は、大臣及び財務大臣の承認により、現行法規に基づいて、(1)の手数料による収入を使用することができる。

第 114 条

- (1) 第 1 回目の年金の納付は、特許付与の日から起算して遅くとも 1 年以内になされなければならない。
- (2) その後の年金納付は、当該特許が存続する限り、遅くとも当該特許付与の日又は実施権の登録の日と同日までになされなければならない。
- (3) 第 1 項の年金は出願の最初の年から起算される。

第 115 条

- (1) 特許権者が、継続して 3 年間第 18 条及び第 114 条で定める年金の納付をしなかったとき、特許は、当該 3 年目に対する納付義務の期限の末日において法律による取消を宣言される。
- (2) 当該年金納付義務が、18 年目及びその後に対する年金の納付義務に関すると、特許は、当該年に対する年金の納付義務の期限到来時に、法律により取り消されたことみな

される。

- (3) 第 1 項及び第 2 項の理由による特許取消は、記載され、公開される。

第 116 条

- (1) 第 114 条第 3 項及び第 115 条第 2 項に該当する場合を除き、本法で定める期限に対する納付の遅延は、遅れた年の年金に毎月 2.5%の追徴金が課せられる。
- (2) 第 1 項の年金納付の遅延は、所定の期限の経過後 7 日以内に特許権者に対して総局により書面にて通知される。
- (3) 第 2 項の通知書が関係当事者により受領されなかったとしても、第 1 項の規定の有効性を損なうものではない。

第 XII 章 紛争解決

第 117 条

- (1) ある特許が、第 10 条、第 11 条及び第 12 条に基づき当該特許に対する権利を有する者以外の他の者に付与されたとき、当該特許に対する権利を有する者は、商務裁判所に対して提訴することができる。
- (2) 第 1 項の訴権は、特許出願の受理の日に遡及して有効である。
- (3) 第 1 項の訴えに対する判決の内容の通知は、両当事者に対して商務裁判所により判決の日から 14 日以内に送達される。
- (4) 第 3 項の判決内容は、総局により記録され、公開される。

第 118 条

- (1) 特許権者又は実施権者は、故意にかつ権限なくして第 16 条の行為をなした何人に対しても、管轄区域の商務裁判所にて損害賠償を請求する権利を有する。
- (2) 第 1 項の損害賠償の請求は、その製品又は方法が特許を付与された発明を利用することが証明されたときにのみ承認される。
- (3) 第 1 項の商務裁判所の判決内容は、判決の日から 14 日以内に、記録され、公開された目に総局に送達される。

第 119 条

- (1) 方法の特許に対する訴訟の審理において、ある物が第 16 条第 1 項(b)の方法の特許を

利用して製造されたものではないことを証明する義務は、次の場合に被告側に課せられる。

- (a) 当該特許を付与された方法により生産された物が新規な物の場合。
 - (b) その物が方法の特許を利用して製造された嫌疑があり、そのための十分な努力がすでになされたにもかかわらず、特許権者がその物を製造するために利用された方法が何であるか確定することができない場合。
- (2) 第 1 項の訴訟の審理の利便性のために、裁判所は次に掲げる権限を有する。
 - (a) 当該方法の特許証の謄本及び訴えの根拠となった最初の証拠を予め提出することを特許権者に命じる。
 - (b) 生産された物が当該方法の特許を利用していないことを立証するように被告に命じる。
 - (3) 第 1 項及び第 2 項の訴訟の審理において、裁判所は、法廷における立証の中ですでに説明された方法の秘密性に対する保護を確保するために、被告の利益を考慮しなければならぬ。

第 120 条

- (1) 訴えは手数料の支払いにより商務裁判所に登録される。
- (2) 訴え登録の日から 14 日以内に商務裁判所は審理の日程を決定する。
- (3) 訴えに対する審理は、訴え登録の日から 60 日以内に開始する。

第 121 条

- (1) 廷吏による両当事者の召喚は、最初の審理の 14 日前までに行われる。
- (2) 訴えに対する判決は訴え登録の日から 180 日以内に下されなければならない。
- (3) 当該判決が根拠とする完全に法律的な検討を含む、第 2 項の訴えに対する判決は、公開審理の場で一般公衆に告げられなければならない。
- (4) 商務裁判所は出席しなかった当事者に対して、判決が公開の場で一般公衆に告げられてから 14 日以内に判決内容を送達する義務がある。

第 122 条

第 121 条第 3 項の商務裁判所の判決に対して、最高裁判所にのみ不服を申し立てることができる。

第 123 条

- (1) 第 122 条の最高裁への上告は、上告の対象となる判決言い渡し又は受理の日から 14 日以内に、当該判決を下した裁判所にて登録すると共に、請求することができる。
- (2) 書記官は、当該上告が請求された日に上告請求を登録し、上告請求人に対して書記官の署名する受領書を登録受理の日に行発する。
- (3) 上告人は、第 1 項及び第 2 項の上告請求登録の日から 7 日以内に、書記官に対して上告理由書を提出する義務がある。
- (4) 書記官は、書記官により上告理由書が受理されてから 2 日以内に、上告請求と第 3 項の上告理由書を、上告被請求人に通知する義務がある。
- (5) 被上告人は、被上告人が第 4 項の上告理由書を受領した日から 7 日以内に、答弁書を書記官に提出することができ、書記官は、答弁書が受理された日から 2 日以内に答弁書を上告人に送達する義務がある。
- (6) 書記官は、第 5 項の期間の経過後 7 日以内に、最高裁判所に対して当該上告書類を送付する義務がある。
- (7) 最高裁判所は、上告書類を検討し、上告請求が最高裁判所により受理されてから 2 日以内に、審理の日を決定しなければならない。
- (8) 上告書類の審理は、上告書類が最高裁判所に受理された日から 60 日以内に開始される。
- (9) 上告の判決は上告書類が最高裁判所に受理された日から 180 日以内に言い渡されなければならない。
- (10) 当該判決が根拠とする完全に法律的な検討を含む、第 9 項の上告に対する判決は、公開審理の場で一般公衆に告げられなければならない。
- (11) 最高裁判所書記官は、上告判決言い渡しの日から 3 日以内に、上告判決の内容を商務裁判所書記官に送達しなければならない。
- (12) 廷吏は、上告判決が受理された日から 2 日以内に、第 11 項の判決内容を上告請求人及び上告被請求人に対して送達しなければ

ならない。

- (13) 第 11 項の上告判決の内容は、記録され、公開されるために、上告判決が商務裁判所に受理された日から 2 日以内に、総局に送達される。

第 124 条

第 117 条の紛争解決以外に、両当事者は当該紛争を代替的紛争解決手段で解決することができる。

第 XIII 章 裁判所の仮処分

第 125 条

特許の実施により被害を受けた側の請求に基づいて、商務裁判所は迅速かつ効力のある決定書を次の目的で発行することができる。

- (a) 特許侵害行為の継続、特に特許及び特許に関連する権利を侵害している疑いのある物が、輸入を含む商業流通経路に乗ることを防ぐため。
- (b) 当該特許及び当該特許に関連する権利の侵害に関する証拠の紛失を避け、証拠を保全するため。
- (c) 被害を受けた側に、その者が実際に特許権又は特許に関連する権利を有する者であることの証拠及びその権利が実際に侵害されていることの証拠を求めるため。

第 126 条

当該仮処分の決定がなされたとき、当該仮処分を受けた者に意見陳述の機会を与えることを含め、両当事者は直ちに通知を受けなければならない。

第 127 条

商務裁判所が仮処分の決定をしたとき、商務裁判所は第 125 条の仮処分の決定を変更するか、取消すか、支持するかを決定を、当該仮処分の日から 30 日以内にしなければならない。

第 128 条

仮処分が取消されたとき、被害を受けた側は仮処分の申請をした者に対して、当該仮処分によって生じた損害に対する賠償を請求することができる。

第 XIV 章 捜査

第 129 条

- (1) インドネシア共和国警察捜査官以外に、その職務と責任が知的財産の分野を含む特定の国家公務員に対して、特許分野における犯罪行為を捜査するために、1981年刑事訴訟に関する法律第8号に規定する捜査官としての特権を与える。
- (2) 第 1 項の文民捜査官は、次の権限を有する。
 - (a) 特許の分野における犯罪行為に関する通報の真偽を取り調べること。
 - (b) (a)の通報に基づいて、特許の分野における犯罪行為を行った嫌疑のある個人又は法人を取り調べること。
 - (c) 特許の分野における犯罪行為に関連する者に情報及び証拠を求めること。
 - (d) 特許の分野における犯罪行為に関連する帳簿、記録、その他の書類を捜査すること
 - (e) 証拠品、帳簿、記録、その他の書類の証拠が得られると推定される特定の場所を捜査し、かつ特許の分野における犯罪訴訟の証拠になり得る材料及び侵害製品を差し押さえること。
 - (f) 特許の分野における犯罪行為の捜査業務を遂行するに当たって、専門家の支援を要請すること。
- (3) 第 1 項の文民捜査官は、インドネシア共和国国家警察捜査官に対して捜査の開始と捜査の結果を報告する。
- (4) 第 1 項の文民捜査官は、1981年刑事訴訟に関する法律第 8 号第 107 条の規定に従い、インドネシア共和国国家警察を通して捜査の結果を検察官に報告する。

第 XV 章 罰則

第 130 条

何人も、故意に権利なく、第 16 条に規定する行為のひとつを行って特許権者の権利を侵害する者は、最高 4 年の禁固刑及び / 又は最高 Rp500,000,000 (五億ルピア) の罰金刑に処せられる。

第 131 条

何人も、故意に権利なく、第 16 条に規定する行

為のひとつを行って簡易特許権者の権利を侵害する者は、最高 2 年の禁固刑及び / 又は最高 Rp250,00,000 (二億五千万ルピア) の罰金刑に処せられる。

第 132 条

何人も、故意に権利なく、第 25 条第 3 項、第 40 条及び第 41 条の義務を果たさない者は、最高 2 年の禁固刑に処せられる。

第 133 条

第 130 条、第 131 条及び第 132 条に述べる犯罪行為は、親告罪である。

第 134 条

特許侵害が証明されたとき、裁判官は当該特許侵害製品を廃棄するために商務裁判所によって差し押さえることを命じることができる。

第 135 条

本章の規定は次の場合に適用しない：

- (a) インドネシアにおいて特許が保護されている医薬品であって、当該医薬品が正式な特許権者によりある国においてすでに市場に出されているものを、現行法規に基づいて輸入される場合。
- (b) インドネシアにおいて特許が保護されている医薬品を、特許期間満了の 2 年前に、当該特許の保護が満了した後の販売許可を得るために製造する場合。

第 XIV 章 経過規定

第 136 条

本法の施行により、特許の分野における法規であって本法施行の日すでに存在しているものは、(本法に)反しないか、本法に基づく新しい法規と置き換えられない限り、すべて依然として有効である。

第 137 条

本法施行の前に申請された出願に対して、依然として 1989 年特許に関する法律第 6 号の改正にかかる 1997 年法律第 13 号によって改正された 1989 年特許に関する法律第 6 号が適用される。

第 XVII 章 終則

第 138 条

本法施行の日から、特許に関する法律第 6 号(インドネシア共和国官報 1989 年 39 号、インドネシア共和国官報補足 3398 号)及び 1989 年特許に関する法律第 6 号の改正にかかる 1997 年法律第 13 号(インドネシア共和国官報 1997 年 30 号、インドネシア共和国官報補足 3680 号)は、もはや効力がないものと宣言される。

第 139 条

本法は、制定の日から施行される。

添付資料3

産業意匠法

2000 年法律第 31 号
2000 年 12 月 20 日制定

第 1 章 総則

第 1 条

この法律において、

- (1) 産業意匠とは、姿態、形状又は立体又は平面における線及び/又は色彩の構図、又はそれらの組合わせに関する創作であって、美的価値を有し、立体又は平面を実現することができるもので、製品、商品、工業的生産物、又は手工芸品の生産に使用されることができるものをいう。
- (2) 創作者とは、個人又は共同で産業意匠を創作する者をいう。
- (3) 出願とは、総局に対する産業意匠の登録の出願をいう。
- (4) 出願人とは、出願をする者をいう。
- (5) 産業意匠権とは、創作に対してインドネシア共和国により与えられる独占権であって、一定期間当該創作を独占的に実施するか、その実施の許諾を他人に与える権利をいう。
- (6) 大臣とは、産業意匠を含む知的財産権の行政をその義務と責任の範囲に含む省を管轄する大臣をいう。
- (7) 総局とは、大臣が所管する省の下部組織である知的財産総局をいう。
- (8) 代理人とは、本法で定める大臣から許可を得た知的財産コンサルタントをいう。
- (9) 出願日とは、方式要件を満足した出願が受理された日をいう。
- (10) 知的財産権コンサルタントとは、知的財産権の分野における専門知識を有し、特許、商標、産業意匠及びその他の知的財産権の出願手続きを専門に行い、総局に知的財産権コンサルタントとして登録された者をいう。
- (11) 実施権とは、保護が認められた意匠権の経済的利益を特定の条件下で一定期間享受する権利を与える（移転では

ない）契約を通して、意匠権者から他者に対して認められる許可をいう。

- (12) 優先権とは、パリ条約加盟国において最初に出願をした出願人が、パリ条約又は WTO 協定加盟国でもあるその国における出願日が、パリ条約で定める期間内、最初の出願国における出願日と同じ日であると認められる権利をいう。
- (13) 日とは実働日をいう。

第 2 章 産業意匠の範囲

第 1 節 保護が受けられる産業意匠

第 2 条

- (1) 産業意匠権は、新規な産業意匠に対して与えられる。
- (2) 産業意匠は、出願日において事前に公表された意匠と同一でないとき、新規であると見なされる。
- (3) 第 2 項の規定における事前の公表とは、以下の日より前に、インドネシアの国内又は国外で公開又は使用されたことを意味する。
 - (a) 出願日 又は
 - (b) 出願が優先権を伴う場合は、優先日

第 3 条

産業意匠は、その出願前 6 ヶ月以内に次の項目に該当するとき、公表されたとは見なされない。

- (a) インドネシア国内又は国外における公式又は公式とみなされる国内又は国際博覧会において展示される場合。
- (b) 教育、研究、開発の目的で創作者によって試験的に国内で使用された場合。

第 2 節 保護を受けられない産業意匠

第 4 条

産業意匠が現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に違反するとき、産業意匠権は与えられない。

第 3 節 産業意匠の保護期間

- 第5条
- (1) 産業意匠の保護は、出願日から10年間与えられる。
 - (2) 第1項の保護の開始日は産業意匠原簿及び産業意匠公報に記録される。

第4節 産業意匠の主体

- 第6条
- (1) 産業意匠権を受ける者は、創作者又は創作者から権利を譲渡された者である。
 - (2) 創作者が複数者からなるとき、別途契約がある場合を除き、産業意匠権はそれらのもに共同で与えられる。

- 第7条
- (1) 産業意匠が他者との関連で公務としてその労働環境において創作されたとき、その産業意匠創作の職務を与えた者が産業意匠権者である。ただし、創作者の権利を損なわない範囲で、別途両者の間に合意がある場合を除く。
 - (2) 第1項の規定は、公務の中でなされた注文に基づいて他者が創作した産業意匠に対しても適用する。
 - (3) 産業意匠が雇用関係又は注文に基づいて創作されたとき、両者の間に別途合意のない限り、その産業意匠を創作した者が、創作者であり産業意匠権者であると見なされる。

第8条
第7条第1項及び第2項の規定は、創作者の名前を産業意匠登録証、産業意匠原簿及び産業意匠公報に掲載する権利を損わない。

第5節 権利の範囲

- 第9条
- (1) 産業意匠権者は、自ら所有する産業意匠を実施する独占権を有し、他者が承認を得ずに産業意匠を使用した製品を製造、使用、販売、輸入、輸出及び/又は頒布することを禁じる権利を有する。
 - (2) 当該産業意匠の使用が研究及び教育を目的とし、産業意匠権者の利益を損なわないとき、第1項の規定の適用から

除外される。

第III章 産業意匠登録出願

第1節 総則

第10条
産業意匠権は出願に基づいて与えられる。

- 第11条
- (1) 出願は、インドネシア語での記載により総局に対して本法に規定する料金の支払と共に申請される。
 - (2) 第1項に規定する出願は出願人又は代理人によって署名される。
 - (3) 出願書類は以下の項目を含む。
 - (a) 出願の年月日
 - (b) 創作者の氏名、住所及び国籍
 - (c) 出願人の氏名、住所及び国籍
 - (d) 代理人を通して出願される場合は、代理人の氏名及び住所
 - (e) 優先権主張を伴う場合は、最初の出願の国名及び出願日
 - (4) 第3項に規定する出願は、以下の事項を伴う。
 - (a) 登録出願に係る産業意匠の見本、図面又は写真及び説明
 - (b) 代理人を通して出願する場合は、委任状
 - (c) 登録出願に係る産業意匠が出願人の所有であるか、創作者の所有であるかの宣言書
 - (5) 出願が複数の出願人によって共同で出願されるとき、当該出願は他の出願人の合意を添付した上で、一名の出願人によって署名される。
 - (6) 出願が創作者以外の者によって申請されるとき、出願は、出願人が当該産業意匠に対する権利を有することを十分に証明する書類と共に申請されなければならない。
 - (7) 出願手続きに対する更なる規定は政令による。

第12条
反証されない限り、最初に産業意匠登録出願をする者が、産業意匠権を有する者であると見なす。

第 13 条
ひとつの出願で申請できるのは、以下の産業意匠である。

- (a) ひとつの産業意匠
- (b) 複数の産業意匠であって、産業意匠の単一性を有するか同一の分類に属するもの

- 第 14 条
- (1) 出願人がインドネシア国外に居住するとき、その出願は代理人通して申請されなければならない。
 - (2) 第 1 項の規定における出願人は、インドネシアにおける住所を選択して宣言しなければならない。

第 15 条
知的財産権コンサルタントとして任命されるための条件は政令で規定され、任命手続きは大臣令で規定される。

第 2 節 優先権を伴う出願

- 第 16 条
- (1) 優先権を利用する出願は、パリ条約又は世界貿易機関の加盟国である外国において最初の出願が受理された日から 6 ヶ月以内に出願されなければならない。
 - (2) 第 1 項の優先権を伴う出願に当たり、産業意匠登録を取り扱う官庁が証明する優先権書類とそのインドネシア語訳を、優先権を伴う出願の期限の最終日から 3 ヶ月以内に提出することが義務づけられる。
 - (3) 第 1 項及び第 2 項の要件が満たされないとき、当該出願は、優先権の利用を伴わないと見なされる。

- 第 17 条
- (1) 第 16 条第 2 項の写し以外に、総局は、当該優先権を利用する出願が次の事項を伴うように要求することができる。
 - (a) 外国における最初に出願された登録に関連し、すでに付与された産業意匠権の謄本
 - (b) 当該産業意匠が新規であるかどうか

かの評価を促進するために必要なその他の法的複写物

第 3 節 出願受付期間

第 18 条
出願日は、出願人が次の要件を満たし、出願書類が受理された日である。

- (a) 出願様式への必要事項の記入
- (b) 登録出願される産業意匠の見本、図面又は写真及び説明
- (c) 第 11 条第 1 項に規定する料金の支払

- 第 19 条
- (1) 第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条に規定する出願の要件を満たさないとき、総局は出願人又は代理人に対して、当該不備がその通知の発送日から 3 ヶ月以内に満たされるように通知する。
 - (2) 第 1 項に規定する期限は、出願人の要請に基づいて最大 1 ヶ月延長できる。

- 第 20 条
- (1) 第 19 条第 1 項の規定における不備が期限内に満たされなかったとき、総局は出願人又は代理人に対して、出願は取下げられたものと見なされることを書面で通知する。
 - (2) 第 1 項の規定するように出願が取下げられたものと見なされたとき、総局にすでに支払われた料金は払い戻されない。

第 4 節 出願の取下

第 21 条
当該出願に対する決定がされていない間、出願人又は代理人から総局に対して書面により出願の取下を申請することができる。

第 5 節 出願の禁止及び守秘義務

第 22 条
在職中の期間から総局を定年又はそれ以外の理由で退職後 12 ヶ月の間、総局の職員又はその専門性により総局において及び/又は総局の名の元に勤務した者は、相続による場合を除き、

出願を申請すること、産業意匠に関する権利を享受又は所有することを禁じられる。

第 23 条

出願日以降、総局の職員又はその専門性により総局において勤務する者は、当該出願が公開されるまで出願の秘密を保持する義務がある。

第 IV 章 産業意匠の審査

第 1 節 方式審査

第 24 条

- (1) 総局は現行法規にしたがって出願に対する審査を行う。
- (2) 総局は出願人に対して、当該産業意匠が第 4 条の規定に該当するとき出願の拒絶を、また第 20 条の規定を満たさないため取下げられたと見なす旨を出願人に通知する。
- (3) 出願人又は代理人は、第 2 項の拒絶又は取下げられたと見なされることに対して、通知を受けた日から 30 日以内に不服を申し立てることができる。
- (4) 第 3 項に規定する不服を出願人が申立てないとき、第 2 項の総局による拒絶又は見なし取下の決定は確定する。
- (5) 総局による拒絶又は見なし取下の決定に対して、出願人又は代理人は本法に規定する手続きより商務裁判所に不服を訴えることができる。

第 2 節 公開、実体審査、登録及び拒絶

第 25 条

- (1) 第 4 条及び第 11 条の要件を満たす出願は、総局により、簡単かつ明瞭に公衆が閲覧できるように、専用の媒体を用いて、出願日から最大 3 ヶ月間公開される。
- (2) 第 1 項の公開は以下の事項を含む。
 - (a) 出願人の氏名及び住所
 - (b) 代理人を通して出願される場合は、代理人の氏名及び住所
 - (c) 出願日及び出願番号
 - (d) 優先権を利用する場合は、最初の出願の国名及び出願日
 - (e) 産業意匠の名称
 - (f) 産業意匠の図面又は写真

(3) 出願が拒絶されたか取下げられたと見なされたにも関わらず、その後裁判所の決定により登録されるとき、第 1 項及び第 2 項に規定する公開は、総局が当該決定の謄本を受領した後で行われる。

(4) 出願時に申請人は書面により公開の延期を申請することができる。

(5) 第 4 項の公開の延期は、出願受領日又は優先日から 12 ヶ月を超えることができない。

第 26 条

- (1) 第 25 条第 1 項の公開開始日以降、何人も実質的な事由の異議を総局に対して書面でかつ本法に規定する料金の支払を伴い申し立てることができる。
- (2) 第 1 項の異議は、公開開始日から 3 ヶ月以内に申し立てることができる。
- (3) 第 2 項の異議は、総局から出願人に通知される。
- (4) 第 2 項の異議に対して、出願人は総局からの通知送付の日から 3 ヶ月以内に答弁することができる。
- (5) 第 1 項の異議の申立があったとき、審査官による実体審査が行われる。
- (6) 総局は異議及び答弁を当該出願の登録・拒絶の審査における参考資料として使用する。
- (7) 総局は第 1 項の異議を認めるか否かの決定を第 2 項の公開の終了日から 6 ヶ月以内に下す。
- (8) 第 7 項の総局の決定は、出願人又は代理人に対して当該決定の日から 30 日以内に書面で通知される。

第 27 条

- (1) 第 26 条第 5 項の審査官は、総局の職員であって、大臣令により任命・解任される実務職員である。
- (2) 審査官に対して、現行法規にしたがって職位と手当が与えられる。

第 28 条

- (1) 出願が拒絶された出願人は、第 26 条第 8 項の通知の日から 3 ヶ月以内に、商務裁判所に対して不服を申し立てることができる。
- (2) 第 2 条又は第 4 条に基づいて拒絶され

- た出願に対して、出願人は総局に対して書面で理由を述べて不服を申し立てることができる。
- (3) 総局が出願が第 4 条の規定にしたがっていないと判断したとき、出願人は本法に規定する手続きにより、総局の拒絶の決定に対する不服を商務裁判所に申し立てることができる。

第 29 条

- (1) 第 26 条第 2 項に規定する公開の終了日までに異議申立がなかったとき、総局は産業意匠登録証を公開終了日から 30 日以内に発行し、付与する。
- (2) 産業意匠登録証は出願日から有効である。

第 30 条

- (1) 産業意匠登録証の謄本を必要とする者は、本法に規定する料金を支払って総局に対して申請することができる。
- (2) 産業意匠登録証の謄本申請の要件と手続きは、さらに大統領令で規定される。

第 V 章 移転及び実施許諾

第 1 節 移転

第 31 条

- (1) 産業意匠権は次の方法によって移転することができる。
- (a) 相続
- (b) 遺産
- (c) 遺言
- (d) 書面による契約
- (e) その他の合法的な理由
- (2) 第 1 項の産業意匠権の移転は、権利の移転に関する書類の提出を伴う。
- (3) 第 1 項の産業意匠権の移転のすべての形式は、本法に規定する料金の支払をもって総局の産業意匠原簿に記録されなければならない。
- (4) 産業意匠原簿に記録されなかった産業意匠権の移転は、第三者に対抗できない。
- (5) 第 3 項の産業意匠権の移転は産業意匠公報にて公開される。

第 32 条

産業意匠権の移転は、創作者が氏名その他の属性を産業意匠登録証、産業意匠公報及び産業意匠原簿に記載される権利を損なうものではない。

第 2 節 実施許諾

第 33 条

別途契約のある場合を除き、産業意匠権者は、第 9 条に規定するすべての行為を行うための実施契約に基づいて、他者に対して実施許諾を与える権利を有する。

第 34 条

第 33 条の規定を損なうことなく、別途契約のある場合を除き、産業意匠権者は常に第 9 条に規定する行為を自ら行い、かつそれを行うために他者に実施許諾を与える権利を有する。

第 35 条

- (1) 実施許諾契約は本法に規定する料金の支払を伴い、総局において産業意匠原簿に記録される。
- (2) 産業意匠原簿に記録されない実施許諾契約は、第三者に対抗できない。
- (3) 第 1 項の実施許諾契約は産業意匠公報により公開される。

第 36 条

- (1) 実施許諾契約は、直接又は間接的にインドネシア経済に被害を及ぼす規定を含んではならず、現行法規に定められた不公正な競争を引き起こすものであってはならない。
- (2) 総局は第 1 項に述べる規定を含む実施許諾契約を拒絶しなければならない。
- (3) 実施許諾契約の要件及び手続きは、さらに大統領令で規定される。

第 VI 章 産業意匠登録の取消

第 1 節 権利者の申請に基づく登録の取消

第 37 条

- (1) 登録された産業意匠は、産業意匠権者の書面による申請に基づいて、総局により取消することができる。

- (2) 第1項に規定する産業意匠権の取消は、産業意匠原簿に記録された実施権者が、当該登録取消の申請に添付する書面において承認しないとき、認められない。
- (3) 産業意匠権の取消の決定は総局により以下の者に書面で通知される。
- 産業意匠権者
 - 産業意匠原簿に記録にしたがって実施許諾を得た実施権者
 - 取消の申請をした者、この場合、取消の日以降産業意匠権がもはや有効でないことを記載する。
- (4) 第1項に規定される産業意匠の取消は、産業意匠原簿に記録され、産業意匠公報で公開される。
- (7) 日以内に行われる。
- (7) 両当事者の招聘は、最初の口頭審理が行われる最大7日前に、招聘状をもって廷吏により行われる。
- (8) 取消の訴えに対する判決は、訴えの登録日から90日以内に下されなければならない。最高裁判所長官の承認において30日延長できる。
- (9) 完全に法律的な考察よりなる第8項の取消の訴えに対する判決は、一般に公開された法廷において言い渡されなければならない。当該判決に対する法的救済が求められるにも関わらず、その事前に効力を有する。
- (10) 第9項に規定する判決の謄本は、当事者に対して判決言渡しの日から14日以内に廷吏により書面で送達されなければならない。

第2節 訴訟に基づく登録の取消

第38条

- 産業意匠登録を取消す訴えは、関心のある者によって第2条第2項又は第4条に規定する理由を伴い商務裁判所に訴えることができる。
- 第1項の産業意匠登録取消に関する商務裁判所の決定は、判決の日から14日以内に総局に送付される。

第3節 訴訟手続き

第39条

- 産業意匠登録取消の訴えは、被告が住所又は居所を有する地方の商務裁判所長に対して請求される。
- 被告がインドネシア国外に居住するとき、当該訴えはジャカルタ中央商務裁判所長に対して請求される。
- 書記は、取消の訴えが提出された日に当該訴えを登録し、訴えた者に対して、訴えの登録日と同じ日付で書記の署名のある受領書を送付する。
- 書記は訴えの登録日から2日以内に、商務裁判所長に対して取消の訴えを送付する。
- 取消の訴えの登録日から3日以内に、裁判所は訴えを審査し、口頭審理の日を決定する。
- 訴えの口頭審理は訴えの登録日から60

第40条

第39条第2項に規定する商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ上告できる。

第41条

- 第40条に規定する上告は、上告の対象である判決言渡しの日から14日以内に、当該判決を下した商務裁判所の書記官に登録することにより請求される。
- 書記官は、上告をその請求日に登録し、上告人に対して上告の登録日と同じ日付で書記官の署名のある受領書を送付する。
- 上告人は、第1項の上告の登録日から14日以内に商務裁判所書記官に対して上告理由書を提出しなければならない。
- 書記官は上告の請求書及び第3項に規定する上告理由書を当事者に対して上告の登録日から2日以内に送付しなければならない。
- 被上告人は、第4項の上告理由書を受理した日から7日以内に商務裁判所書記官に対して答弁書を提出することができ、裁判所書記官はそれを受理した日から2日以内に上告人に対して答弁書を送付しなければならない。
- 書記官は、上告請求書、上告理由書及び答弁書を、当該事件の関係書類と共に

に最高裁判所に対して第 5 項に規定する期限の経過後 7 日以内に送付しなければならない。

- (7) 最高裁判所は上告を審査し、最高裁判所が上告請求を受理した日から 2 日以内に口頭審理の日を決定しなければならない。
- (8) 上告請求に対する口頭審理は、最高裁判所が上告請求を受理した日から 60 日以内に行われる。
- (9) 上告に対する判決は、最高裁判所が上告請求を受理した日から 90 日以内に言渡される。
- (10) 完全に法律的な考察よりなる第 9 項の訴えに対する判決は、一般に公開された法廷において言渡されなければならない。
- (11) 最高裁判所書記官は、商務裁判所書記官に対して、上告に対する判決言渡しの日から 3 日以内に、当該判決の謄本を送付しなければならない。
- (12) 商務裁判所の廷吏は、第 11 項の規定における判決の謄本を、上告人及び被上告人に対して、上告に対する判決受領の日から 2 日以内に送付しなければならない。

第 42 条

総局は、すでに法的効果を得た取消の訴えに対する判決を、産業意匠原簿に記録し、産業意匠公報で公開する。

第 4 節 登録取消の効果

第 43 条

産業意匠登録の取消は、産業意匠権に関するすべての法的効果及び当該産業意匠から発生するすべての権利を消滅させる。

第 44 条

- (1) 第 38 条第 1 項の訴えに基づいて産業意匠登録が取消されたとき、実施許諾を受けた者は、実施許諾契約で決められた期間が満了するまで引き続きその実施をする権利を有する。
- (2) 第 1 項の実施権者は、権利が取消された産業意匠権者に対して本来支払う義務のある実施許諾料を引続きいて支払

う義務を負わないが、本来の産業意匠権者に対して実施権の残存期間に対する実施許諾料の支払を移転する義務を負う。

第 VII 章 料金

第 45 条

- (1) 登録出願、異議申立、産業意匠原簿の抄録申請、産業意匠優先権書類の申請、産業意匠登録証謄本の申請、権利移転の記録、実施許諾契約の記録、及び本法に規定するその他の申請のそれぞれに対して、政令で規定する料金が課せられる。
- (2) 第 1 項に規定する料金支払の要件、期間、手続きに関する更なる規定は、大統領令による。
- (3) 総局は財務大臣の承認のもと、現行法規に基づいて、第 1 項及び第 2 項に規定する料金を自ら管理することができる。

第 VIII 章 紛争の解決

第 46 条

- (1) 産業意匠権者又は実施権者は、故意に権利なく第 9 条に規定する行為を行った者に対して以下の訴えをすることができる。
 - (a) 損害賠償請求
 - (b) 第 9 条に規定する行為の差止め請求
- (2) 第 1 項に規定する訴えは、商務裁判所に請求される。

第 47 条

第 46 条に規定する訴訟による解決以外に、当事者は当該紛争を仲裁その他の紛争解決方法によって解決することができる。

第 48 条

第 39 条及び第 41 条に規定する訴訟手続きは、第 24 条、第 28 条及び第 46 条の規定を準用する。

第 IX 章 仮処分の決定

第 49 条

損害を受けた者は、十分な証拠に基づいて、商務裁判所裁判官に対して以下の事項に関する仮処分の決定を申請することができる。

- (a) 産業意匠権の侵害に関する製品を含む差止め
- (b) 産業意匠権の侵害に関する証拠の保全

第 50 条

第 49 条に規定する仮処分の決定がなされたとき、商務裁判所は、その行為を行った側に直ちに通知し、その説明を聞く機会を与える。

第 51 条

商務裁判所の裁判官が仮処分の決定をしたとき、当該訴えを審理した商務裁判官は、第 49 条の規定に関する決定を、変更するか、取消すか、確認するかの判断を、当該仮処分の決定発行の日から 30 日以内にしなければならない。

第 52 条

仮処分の決定を商務裁判所が取消すとき、損害を受けたと感じる者は、当該仮処分によって生じたすべての損害に対して、仮処分の申請をした者に損害賠償を請求することができる。

第 X 章 捜査

第 53 条

- (1) インドネシア共和国警察捜査官以外に、その義務と責任の範囲が知的財産権行政を含む特定の国家公務員に対して、産業意匠の分野における犯罪行為を捜査するために、1981年刑事訴訟に関する法律第8号に規定する捜査官としての特権を与える。
- (2) 第1項の捜査官は、次の権利を有する。
 - (a) 産業意匠の分野における犯罪行為に関する報告又は関連情報の真偽を取り調べること。
 - (b) 産業意匠の分野における犯罪行為を行った嫌疑のある者を取り調べること。
 - (c) 産業意匠の分野における犯罪行為発生に関連する者から情報及び証拠を求めること。
 - (d) 産業意匠の分野における犯罪行

為に関連する帳簿、記録、その他の書類を捜査すること。

- (e) 帳簿、記録、その他の書類の証拠が得られると推定される特定の場所を捜査すること。
 - (f) 産業意匠の分野における刑事訴訟の証拠になり得る材料及び/又は侵害製品を差し押さえること。
 - (g) 産業意匠の分野における犯罪行為の捜査義務を実行するに当たって、専門家の協力を要請すること
- (3) 第1項の文民捜査官は、インドネシア共和国国家警察捜査官に対して捜査の開始と捜査の結果を報告する。
 - (4) 捜査が終了したとき、第1項に規定する文民捜査官は、1981年刑事訴訟に関する法律第8号第107条の規定に従い、インドネシア共和国国家警察を通して捜査の結果を検察官に報告する。

第 XI 章 刑事規定

第 54 条

- (1) 故意に権利なく第 9 条に規定する行為を行った者は、最高 4 年の禁固刑及び/又は最高 Rp300,000,000 (三億ルピア) の罰金刑に処せられる。
- (2) 故意に権利なく第 8 条、第 22 条又は第 32 条に規定する行為を行った者は、最高 1 年の禁固刑及び/又は最高 Rp45,000,000 (四千五百万ルピア) の罰金刑に処せられる。
- (3) 第 1 項及び第 2 項に述べる犯罪行為は親告罪である。

第 XII 章 経過規定

第 55 条

- (1) 本法施行前 6 ヶ月以内に産業意匠を公表した創作者は、本法に基づいて出願をすることができる。
- (2) 第 1 項に規定する出願は本法施行の日から 6 ヶ月以内に出願されなければならない。

第 XIII 章 終則

第 56 条

本法の施行により、1984 年工業に関する法律第 5 号第 17 条(1984 年インドネシア共和国官報第 22 号、インドネシア共和国官報補足第 3274 号) は失効する。

第 57 条

本法は制定の日から施行される。

添付資料6

DEPARTMENT OF LAW AND HUMAN RIGHT R.I
DIRECTORATE GENERAL
OF INTELLECTUAL PROPERTY

PATENT APPLICATION FORM

Official use only Patent application date : Patent application Number :

Here with I/We : (71) Name of Applicant : Address : Nationality : Phone Number : Taxation Number :	
Apply for a patent / simple patent application	
Patent application which forms International patent application/PCT:	
(74) through or not through Patent consultant Name of Firm : Address of Firm : Name of Consultant : Address : Patent Consultant Number : Phone / fax :	
(54) for my/our invention entitled :	
This patent application is apart of:	

<p>(72) Name and nationality of inventor(s):</p> <p style="text-align: center;">nationality nationality</p>	<p>Official use ()</p>
<p>(30) This patent application is filed with/without priority right Country (office of filling), filling date(s), and number(s)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>()</p>
<p>Here with, I attached :</p> <p>1 (one) copy</p> <p>() Power of Attorney</p> <p>() Declaration of transfer of right on the invention</p> <p>() Proof of ownership on invention</p> <p>() Proof of aimed countries (DO/EO)</p> <p>() Priority document(s) and its translation</p> <p>() International Patent Application Document/PCT</p> <p>() Certificate of storage of microorganism and its translation</p> <p>() Others document(s) :</p> <p>One (1) copy of English translation of Specification, 1 copy of English translation of Drawing, Three (3) copies of Indonesian translation of Specification, Three (3) copies of Indonesian translation of drawing.</p>	<p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p>
<p>And 3 (three) copy(s)</p> <p>() Description...page(s)</p> <p>() Claims.....articles</p> <p>() Abstract</p> <p>() Drawings.....piece(s)</p>	<p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p>
<p>I/We propose the drawing of invention No.....shall be used for abstract at the time of publication of the patent application. (Law No.14 2001)</p>	<p>()</p>

Here with, I/We file this patent application to go future in the process

Applicant,

(.)